

個人住民税の特別徴収を 推進中

愛知県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収(給与天引き)の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となっている事業所については、令和7年度分以降、特別徴収への切り替えを願います。

▼特別徴収とは

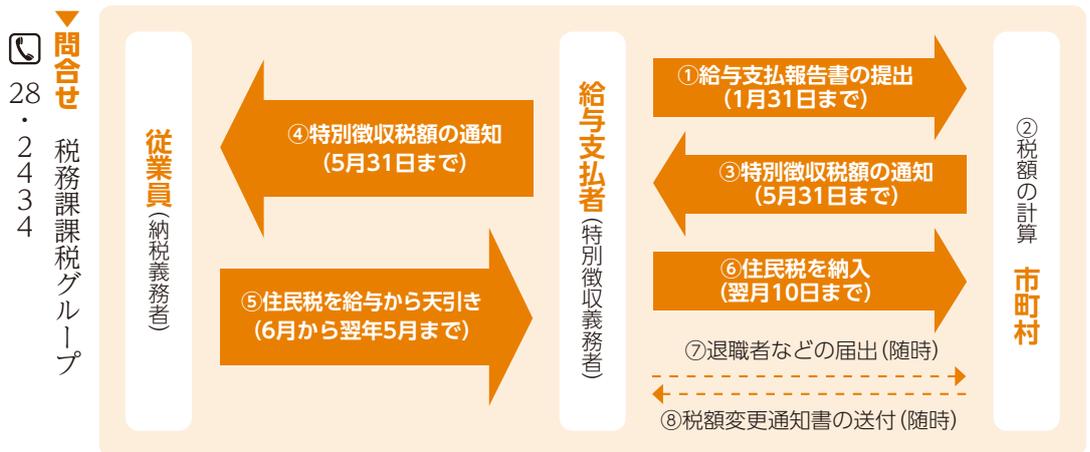
給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納入していただく制度です。法令の規定により給与を支払う事業主は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

▼特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート、アルバイトを含む)

▼特別徴収の対象とならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収できない方
- ・給与が毎月支給されていない方



▼問合せ
28・2434
税務課課税グループ

要介護認定者の所得控除

要介護認定を受けている方は、確定申告により次の所得控除を受けることができます。

▼障害者控除

所得税の申告などで障害者控除を受ける場合には、「障害者控除対象者認定書」が必要です。

令和6年12月31日を基準日として、65歳以上で要介護認定を受けている方に、町から1月下旬頃に認定書を交付します。

なお、基準日前に亡くなられた方についても、対象となる場合がありますので、お問い合わせの上、役場1階3番窓口保険課で申請してください。

▼おむつ代に係る医療費控除

要介護認定を受けている方が次の書類を添付するか提示することにより、おむつ代に係る費用の医療費控除を受けることができます。

▼初めて控除を受ける場合

- ① 医師が発行するおむつ使用証明書 ※役場1階3番窓口保険課で用紙を配布します。
- ② おむつ代の領収書

▼2年目以降の場合

- ① おむつ使用確認書
- ※要介護認定申請時の介護保険主治医意見書で「寝たきり状態にあること」、「尿失禁の発生の可能性がある

あること」が確認できる方に交付します。必要な方は役場1階3番窓口保険課へ申請してください。

- ② おむつ代の領収書

▼問合せ 保険課介護グループ
28・0100

償却資産を所有している方は申告が必要です

1月1日現在で、町内に事業用の資産(土地・家屋以外で、構築物(舗装路面・フェンスなど)、器具や備品(コピー機、パソコンなど)、機械や装置などの償却資産)を所有されている個人または法人の方は、償却資産の申告が必要です。期限までに町へ申告書を提出してください。新たに償却資産を取得された方などで申告書が必要な方は連絡してください。申告書及び申告の手引きは町ホームページから取得することもできます。

▼提出期限 1月31日(金)当日消印有効

▼提出方法 持参、郵送またはeLTA X

▼問合せ 税務課課税グループ
28・2434



申告の手引き及び申告書はこちらからダウンロードできます。